平成２９年（フ）第１００２号
仙台市宮城野区栄２丁目26番18号　アップルハウス中野栄Ａ棟105
破産者　馬場　　栄
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
仙台市若林区上飯田３丁目10番１号　ハイライフ青山101、従前の住所仙台市若林区沖野６丁目６番８－106号
破産者　野村政雄こと　李　　國雄
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
仙台市宮城野区東仙台２丁目３番13号　コーポラス東仙台201、従前の住所宮城県気仙沼市本郷16番地16
破産者　岩瀬　由美
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
仙台市青葉区落合５丁目23番14号　レジュウィールＥ105
破産者　三浦　亘平
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９０号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の３
破産者　井上　紀子
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９９号
仙台市青葉区落合２丁目９番23号　県職員寮524、従前の住所宮城県大崎市古川幸町１丁目２番５号　ラポール早坂108号
破産者　吉水　裕太
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原259番地７
破産者　佐藤　達也
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
富山市婦中町上吉川391番地２
破産者　山中建築こと　山中　正成
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３６号
山梨県甲府市国母８丁目27番11号　サンライフアカイケ202号、前住所山梨県笛吹市石和町四日市場1647番地　森田マンション401号
破産者　金　　英華
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４８号
愛知県東海市名和町西中嶺17番地の51
破産者　古川講太郎
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３５号
愛知県半田市柊町５丁目10番地の24　ホリハイツ101号、従前の住所愛知県半田市乙川町７番地　スタシオン・プレＩ101
破産者　髙口　和博
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５号
名古屋市中川区戸田３丁目213番地　ＫＡＺカーサ戸田Ａ－１号、従前の住所名古屋市中村区烏森町８丁目907番地　ラフィネ幸202号
破産者　岡西　輝幸
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５８号
名古屋市昭和区白金１丁目２番８号、住民票上の住所名古屋市中川区八田町1805番地の２アムール八田１階
破産者　サンショー建築設計こと　山田　章夫
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
大阪府河内長野市小山田町580番地の１－407号
破産者　スナック「アイリス」こと鷲見會京こと　ＪＥＯＮＧ　ＨＥＯＩ　ＫＹＵＮＧ　鄭會京
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の159サンライズヒルＡ棟101号、従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目139番地の17
破産者　高橋　貞行
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の159サンライズヒルＡ棟101号、従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目139番地の17
破産者　高橋　秀子
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４号
神戸市東灘区本山北町５丁目５番12号
破産者　今出佐知子
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
奈良県五條市住川町91番地の337
破産者　川口　由美（旧姓高代）
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部